

スマートフォンレンタルサービス「J-STAY」 利用規約 新旧対照表

改定日：2019年12月20日（金）

◆レンタル約款◆

※表中赤字が追記・修正箇所、青字が旧標記となります。

新	旧
<p>第1条（総則） シャープマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」という）は、第3条に定めるJ-STAYスマートフォンレンタルサービス（以下「本サービス」という）の提供に関する諸条件について、以下の通りレンタル約款（以下「本約款」という）を定めます。</p>	<p>第1条（総則） シャープマーケティングジャパン株式会社（以下「当社」という）は、第3条に定めるJ-STAYスマートフォンレンタルサービス（以下「本サービス」という）の提供に関する諸条件について、以下の通りレンタル約款（以下「本約款」という）を定めます。</p>
<p>第2条（用語の定義） (3) 「レンタル端末」とは、スマートフォン端末およびデータSIMの総称をいいます（第3条第3号に規定するJ-STAY端末レンタルプランにおいては、スマートフォン端末のみとなります）。</p>	<p>第2条（用語の定義） (3) 「レンタル端末」とは、スマートフォン端末およびデータSIMの総称をいいます。</p>
<p>第3条（本サービスの内容） 当社は、申込者の選択に従い、以下の各号に定めるサービスを申込者に提供します。 (3) J-STAY端末レンタルプラン ・スマートフォン端末のみをレンタルするプランです。 ・申込者が指定する言語に従い、レンタル端末出荷時にレンタル端末の言語を設定して納品します※。 ※ 既定言語 （日本語・英語・中国語・ベトナム語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・ポルトガル語）</p>	<p>第3条（本サービスの内容） 当社は、以下の各号に定めるサービスを申込者に提供します。 （新規追加）</p>
<p>第5条（レンタル料金） 1 本サービスにおけるレンタル料金は、別途当社より申込者に提示し、申込者より提出されるJ-STAYセットレンタル申込書またはJ-STAY端末レンタル申込書（以下総称して「申込書」という）に記載されるものとします。 2 J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合、データ通信サービスにおいて提供されるSMS（ショートメッセージサービス）の送信は有料であり、レンタル料金以外に、別紙に定める料金が利用者のSMS通信の使用に応じて請求されます。</p>	<p>第5条（レンタル料金） 1 本サービスにおけるレンタル料金は、別途当社より申込者に提示し、申込者より提出されるJ-STAYセットレンタル申込書（以下「申込書」という）に記載されるものとします。 2 データ通信サービスにおいて提供されるSMS（ショートメッセージサービス）の送信は有料であり、レンタル料金以外に、別紙に定める料金が利用者のSMS通信の使用に応じて請求されます。</p>
<p>第9条（レンタル端末の引渡し） 当社は、レンタル端末を申込者の指定する場所に発送します。ただし、指定する場所は、申込者の日本国内の事業所在地に限り、また、当社が発送したレンタル端末を受領した事実を証するため、レンタル端末の受取日から1週間以内（当社所定のスマホレンタル物件借用書受領書を当社に返送するものとし、当該期限内に返送がなされない場合、当社は本サービスの提供を停止し、または本契約を解除することができるものとします）。</p>	<p>第9条（レンタル端末の引渡し） 当社は、レンタル端末を申込者の指定する場所に発送します。ただし、指定する場所は、申込者の日本国内の事業所在地に限り、また、当社が発送したレンタル端末を受領した事実を証するため、レンタル端末の受取日から1週間以内（当社所定のスマホレンタル物件借用書受領書を当社に返送するものとし、当該期限内に返送がなされない場合、当社は本サービスの提供を停止し、または本契約を解除することができるものとします）。</p>
<p>第11条（レンタル端末の使用保管） 2 申込者は、善良な管理者の注意をもって、レンタル端末を使用、保管し、この使用、保管に要する諸費用は申込者の負担とします。</p>	<p>第11条（レンタル端末の使用保管） 2 申込者は、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する諸費用は申込者の負担とします。</p>
<p>第13条（レンタル端末の保証） 3 J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合において、レンタル端末の引渡し後、データSIMの故障が生じた場合、当社は、第15条第3項に基づき対応します。 4 前三項の定めにかかわらず、申込者が当該レンタル端末において安心ケアプランに加入している場合、スマートフォン端末の修理、交換については安心ケアプラン約款の定めによります。</p>	<p>第13条（レンタル端末の保証） 3 レンタル端末の引渡し後、データSIMの故障が生じた場合、当社は、第15条第3項に基づき対応します。 4 前三項の定めにかかわらず、申込者が当該レンタル端末において安心ケアプランに加入している場合、スマートフォン端末の交換については安心ケアプラン約款の定めによります。</p>
<p>第15条（端末交換・修理の手続き） 1 申込者は、前条に基づきレンタル端末の故障を申し出た上でサービス窓口（以下「サービス窓口」という）にレンタル端末を送付するものとし、レンタル端末の送付にあたっては、スマートフォン端末のみを送付するものとします。J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合において、データSIMの故障の場合（データSIMまたはスマートフォン端末の故障が不明な場合を含む）には、受付窓口への申込み時に、送付するレンタル端末の内容（データSIMのみ/スマートフォン端末およびデータSIM）を申し出た上でサービス窓口（以下「サービス窓口」という）にレンタル端末を送付するものとします。レンタル端末の送付に要する費用は、申込者の負担とします。 3 J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合において、データSIMの故障の場合の取扱いとは以下のとおりとします。</p>	<p>第15条（端末交換・修理の手続き） 1 申込者は、前条に基づきレンタル端末の故障を申し出た上でサービス窓口（以下「サービス窓口」という）にレンタル端末を送付するものとし、レンタル端末の送付にあたっては、データSIMの故障の場合（データSIMまたはスマートフォン端末の故障が不明な場合を含む）を除き、スマートフォン端末のみを送付するものとします。レンタル端末の送付に要する費用は、申込者の負担とします。 3 レンタル端末の故障において、データSIMの故障の場合の取扱いとは以下のとおりとします。</p>
<p>第16条（端末交換・修理申込時の注意事項） (1) 第15条第1項に従い、スマートフォン端末を送付する場合、故障が生じたスマートフォン端末のみを当社に引き渡すものとし、データSIM（付属品）は、スマートフォン端末を送付するものとします。J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合において、データSIMを送付する場合、申込者は、端末交換・修理の申し込み時に受付窓口（以下「受付窓口」という）にレンタル端末の内容（データSIM）を申し出た上でサービス窓口（以下「サービス窓口」という）にレンタル端末を送付するものとします。</p>	<p>第16条（端末交換・修理申込時の注意事項） (1) 第15条第1項に従い、データSIMの故障の場合を除き、故障が生じたスマートフォン端末のみを当社に引き渡すものとし、データSIM（付属品）は、スマートフォン端末を送付するものとします。J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合において、データSIMを送付する場合、申込者は、端末交換・修理の申し込み時に、受付窓口（以下「受付窓口」という）にデータSIMを送付する旨を申し出るものとします。</p>
<p>第17条（レンタル端末の滅失・毀損） 2 J-STAYセットレンタルプランをご利用の場合において、申込者がデータSIMを滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合、有償でデータSIMの再発行（4,250円（税別）/台）を受け取るものとします。また、当社に損害が生じた場合にはこれを賠償するものとします。ただし、当社の責による事由の場合は、この限りではありません。</p>	<p>第17条（レンタル端末の滅失・毀損） 2 申込者がデータSIMを滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制限を含む）した場合、有償でデータSIMの再発行（4,250円（税別）/台）を受け取るものとします。また、当社に損害が生じた場合にはこれを賠償するものとします。ただし、当社の責による事由の場合は、この限りではありません。</p>
<p>2019年12月20日 改定</p>	<p>第36条（付則） 本約款は、2018年11月29日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。</p>
<p>その他、軽微な修正をいたしました。</p>	

◆安心ケアプラン約款◆

※表中赤字が追記・修正箇所、青字が旧標記となります。

新	旧
<p>第1条（総則） シャープマーケティングジャパン株式会社（以下当社という）は、J-STAYスマートフォンレンタルサービス（以下「本サービス」という）のJ-STAY安心セットレンタルプラン（以下「本プラン」という）に、第3条に定める安心ケアプラン（以下「本プラン」という）を付帯するJ-STAY安心セットレンタルに関して、本プランの提供条件等を規定する安心ケアプラン約款（以下「本約款」という）を以下の通り定めます。</p>	<p>第1条（総則） シャープマーケティングジャパン株式会社（以下当社という）は、J-STAYスマートフォンレンタルサービス（以下「本サービス」という）のJ-STAY安心セットレンタルプランに、第3条に定める安心ケアプラン（以下「本プラン」という）を付帯するJ-STAY安心セットレンタルに関して、本プランの提供条件等を規定する安心ケアプラン約款（以下「本約款」という）を以下の通り定めます。</p>
<p>第5条（本プランの申込み） 本プランの加入を希望する申込者は、予め本約款に同意の上、本サービスの契約（以下「レンタル契約」という）の申込みと合わせて本プランの申込みを行うものとします。本プランの申込みに関しては、レンタル約款第7条を準用し、レンタル契約の成立と同時に、本約款に基づく本プランの提供にかかる契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。なお、レンタル契約および本契約を総称して「J-STAY安心セットレンタル契約」といいます。</p>	<p>第5条（本プランの申込み） 本プランの加入を希望する申込者は、予め本約款に同意の上、本サービスの契約（以下「レンタル契約」という）の申込みと合わせて本プランの申込みを行うものとします。本プランの申込みに関しては、レンタル約款第7条を準用し、レンタル契約の成立と同時に、本約款に基づく本プランの提供にかかる契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。なお、レンタル契約および本契約を総称して「J-STAY安心セットレンタル契約」といいます。</p>
<p>第12条（支払い） 当社は、本プランの利用料金を本サービスのレンタル料金と合わせて申込者に請求するものとし、申込者は、J-STAY安心レンタル契約に定める支払い条件に従い、本プランの利用料金を支払うものとします。</p>	<p>第12条（支払い） 当社は、本プランの利用料金を本サービスのレンタル料金と合わせて申込者に請求するものとし、申込者は、J-STAY安心セットレンタル契約に定める支払い条件に従い、本プランの利用料金を支払うものとします。</p>
<p>第15条（申込者都合等による本プランの解約） 申込者は、本プランのみを中途解約することができません。J-STAY安心レンタル契約を解約する場合は、レンタル契約の中途解約に加え、本プラン残存期間の本プランの基本料金をお支払いいただきます。また、レンタル契約が解除、解約等により終了した場合、本契約も終了するものとし、本プラン残存期間の本プランの基本料金をお支払いいただきます。</p>	<p>第15条（申込者都合等による本プランの解約） 申込者は、本プランのみを中途解約することができません。J-STAY安心セットレンタル契約を解約する場合は、レンタル契約の中途解約に加え、本プラン残存期間の本プランの基本料金をお支払いいただきます。また、レンタル契約が解除、解約等により終了した場合、本契約も終了するものとし、本プラン残存期間の本プランの基本料金をお支払いいただきます。</p>
<p>2019年12月20日 改定</p>	<p>第27条（付則） 本約款は、2018年11月29日以降に締結されるJ-STAY安心レンタル契約について適用されます。</p>

◆データSIM約款◆

※表中赤字が追記・修正箇所、青字が旧標記となります。

新	旧
<p>2019年12月20日 改定</p>	<p>第35条（付則） 本レンタル約款は、2018年11月29日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。</p>